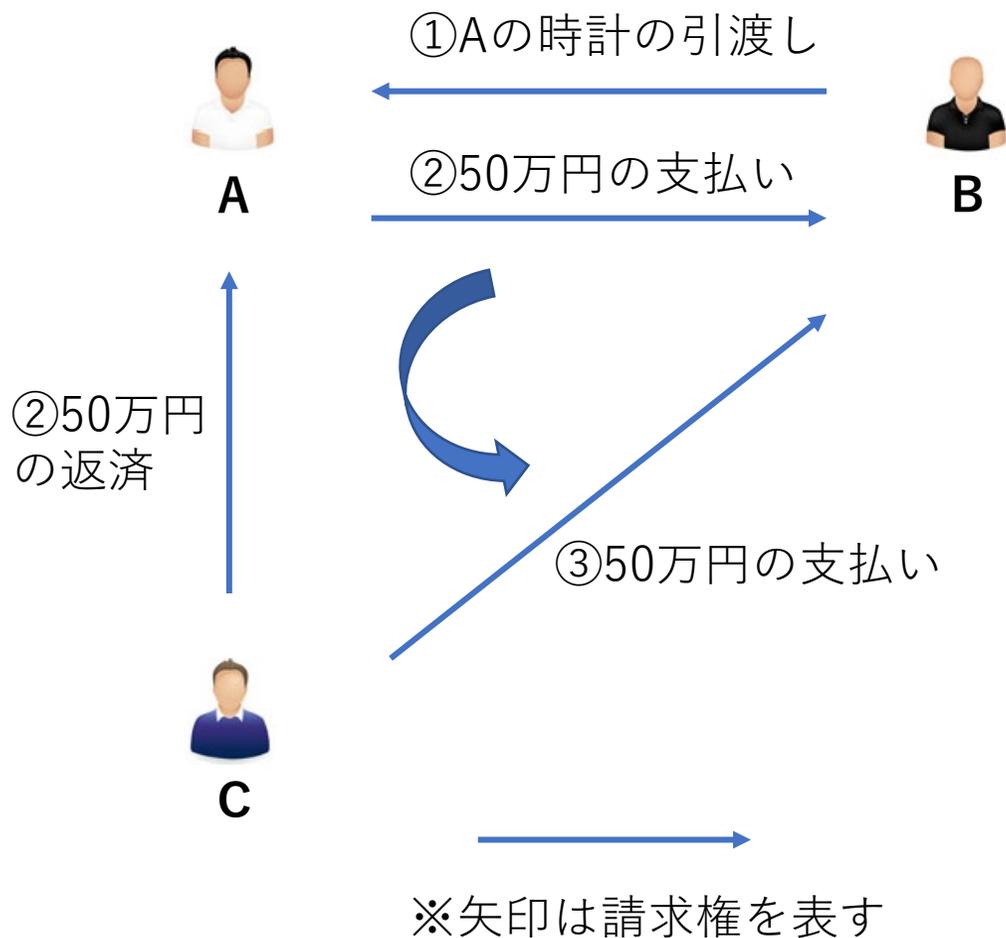


令和1 Q46



問題の要約

- ①AB間で、Aの時計を50万円でBに売る契約 (555条)
- ②AC間で、金銭消費貸借契約 (587条)、残債50万円
→CはAに対し50万円の返還請求権あり
- ③AB間で、BがAに対し支払うべき代金50万円を、
Aではなく、Cに直接支払うことを合意 (537条)

問い

Q1：③のAB間の契約を何というか

Q2：③Cの50万円の代金支払請求権が発生するためには、
誰が誰に対してどのようなことをする必要があるか